

奈良市公報

第 2 2 5 号

平成19年10月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市会計規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 2
- 奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3
- 指定管理者の公募…………… 3
- 一般競争入札の実施…………… 4
- 指定管理者の公募（6件）…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表…………… 9
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 11
- 住居番号の設定…………… 11
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定…………… 11
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 徴収事務の委託…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 民生委員の定数の決定…………… 12
- 民生委員協議会を組織する区域の決定…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 17
- 平成19年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 17
- 放置自転車等の保管…………… 22
- 放置自転車等の処分…………… 22
- 道路の位置指定…………… 22
- 奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 23
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 23

- 指定管理者の公募（2件）…………… 23

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 24

消 防

- 奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令…………… 25

教 育 委 員 会

- 指定管理者の公募…………… 33

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 33
- 各選挙区における選挙権を有する者の3分の1の数…………… 33
- 平成20年度検察審査員候補者の予定者を選定するためのくじを行う日時等…………… 34

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 34

議 会

- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程…………… 34
- 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示…………… 34
- 奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の一部を改正する告示…………… 34

規 則

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年9月7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第73号

奈良市会計規則の一部を改正する規則
奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条中「5,000万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（平成19年9月7日揭示済）

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第74号

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合福祉センター条例施行規則（昭和59年奈良市

規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(利用回数)

第5条の2 第3条の施設の利用は、同条各号に掲げる施設ごとに、申請者1団体又は1人につき、1週間当たり2回を限度とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条の次に次の1条を加える。

(利用回数)

第7条の2 福祉ホールの利用は、申請者1団体又は1人につき、1週間当たり2回を限度とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第13条の次に次の1条を加える。

(利用回数)

第13条の2 条例第18条の施設の利用は、申請者1団体又は1人につき、1週間当たり2回を限度とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年9月7日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第75号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成19年奈良市条例第24号)の施行期日は、平成19年9月10日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年9月7日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第76号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則(昭和59年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「駐車場を」を「奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場又は奈良市高の原第三自転車駐車場を」に改める。

第4条第1項中「次条」を「第5条」に、「第8条」を「第8条第1項」に、「駐車場」を「奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場又は奈良市高の原第三自転車駐車場」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 一時使用料の納付(次条のプリペイドカードによる給付を含む。第8条第3項において同じ。)により奈良市高の原第四自転車駐車場を利用しようとする者は、条例第4条第1項の規定による承認を受けようとするときは、駐輪用の機器の施錠をしたときに、市長への利用の申請及びその承認があつたものとみなす。

第5条を次のように改める。

(回数駐車券及びプリペイドカード)

第5条 条例第5条第2項の規定による回数駐車券及びプリペイドカード(以下「奈良市高の原第四自転車駐車場利用券」という。)は次のとおりとし、これを交付する際に使用料を徴収する。

種 別	様 式	券 種	枚 数	使用料
自 転 車 回 数 駐 車 券	別記第6号様式	120円	11枚	1,200円
原 動 機 付 自 転 車 回 数 駐 車 券		220円		2,200円
奈良市高の原第四自転車駐車場利用券	別記第6号様式の2	3,300円	1枚	3,000円

2 前項の回数駐車券は奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場又は奈良市高の原第三自転車駐車場を使用する場合に発行し、奈良市高の原第四自転車駐車場利用券は奈良市高の原第四自転車駐車場を使用する場合に発行するものとする。

3 第1項の回数駐車券の有効期間は、交付の日から3箇月間とする。

第8条に次の1項を加える。

3 第4条の2の規定により駐輪用の機器の施錠をした者は、解錠をしようとするときは、精算機で一時使用料の納付をしなければならない。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2(第5条関係)

奈良市

高 の 原 第 四 自 転 車 駐 車 場

<利用券>
3000円

- (注) 1 表面に市長が定める図柄を入れる。
- 2 裏面に注意事項を記載する。

附 則

この規則は、平成19年9月10日から施行する。
(平成19年9月7日揭示済)

告 示

奈良市告示第484号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のと

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
帝塚山南幹線-55	奈良市三碓六丁目1115-4	奈良市三碓六丁目1065-2
六条第2幹線-118	奈良市七条町147-2	奈良市七条町135
高畑分水幹線-12	奈良市川之上突抜北方町14-2	奈良市川之上町14
流域南奈良幹線No.4-9	奈良市西九条町四丁目4-5	奈良市西九条町四丁目4-5
流域南奈良幹線No.4-10	奈良市西九条町四丁目4-5	奈良市西九条町四丁目4-5
流域南奈良幹線No.4-11	奈良市北之庄町675-2	奈良市北之庄町674-2
流域南奈良幹線No.4-12	奈良市東九条町89-2	奈良市北之庄町677-2
流域南奈良幹線No.4-13	奈良市北之庄町721-2	奈良市北之庄町719-2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第485号

梅の郷月ヶ瀬温泉の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
梅の郷月ヶ瀬温泉

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 利用の供用に関すること。
- (2) 利用に係る料金の収受に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他温泉施設の運営に関すること。

3 指定予定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

おり公示します。

その関係図書は、平成19年9月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年9月3日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年9月17日

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三碓六丁目、七条町、川之上突抜北方町、西九条町四丁目、北之庄町及び東九条町の各一部

奈良市月ヶ瀬尾山2845番地

奈良市月ヶ瀬行政センター庶務課

(2) 申請期間

平成19年9月3日から平成19年10月1日まで

(3) 提出書類

梅の郷月ヶ瀬温泉指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 梅の郷月ヶ瀬温泉指定管理事業計画書

イ 梅の郷月ヶ瀬温泉指定管理収支予算書

ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市民税及び個人市民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、梅の郷月ヶ瀬温泉募集要項によりま

す。

6 問い合わせ先

奈良市月ヶ瀬行政センター庶務課
電話 0743-92-0131

(平成19年9月3日掲示済)

奈良市告示第486号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

東部第2-1地区管路施設工事(柳生)19工区ほか19件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指定停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成19年9月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年9月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年9月3日掲示済)

奈良市告示第487号

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市邑地町2786番地
奈良市立柳生診療所
奈良市横田町336番地の1
奈良市立田原診療所
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 診療に関すること。
(2) 健康診断及び健康相談に関すること。
(3) 予防接種等公衆保健衛生に関すること。
(4) 診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(5) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市東紀寺町一丁目50番1号
奈良市 市民生活部 病院事業課
(2) 申請期間
平成19年9月3日から平成19年10月1日まで
(3) 提出書類
奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者事業計画書
イ 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 病院若しくは診療所の開設許可書の写し
オ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
キ 団体の役員名簿その他これに類する書類
ク 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ケ 共同体にあつては、指定管理者の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
両診療所は、一括して管理運営を行うこととします。
その他の詳細は、奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市 市民生活部 病院事業課
電話 0742-26-7611

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第488号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市ボランティアセンター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
(1) センターの事業の実施に関すること。
① 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
② 市民活動に関する相談に関すること。
③ 市民活動に関する講座等の開催に関すること。
④ 市民活動に関する広報に関すること。
⑤ 市民活動に関する団体、グループ等の活動の場の提供に関すること。
⑥ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市企画部市民参画課
(2) 申請期間
平成19年9月3日から平成19年10月1日まで
(3) 提出書類
奈良市ボランティアセンター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市ボランティアセンター指定管理者事業計画書
イ 奈良市ボランティアセンター指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市ボランティアセンター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市企画部市民参画課
電話 0742-34-4869

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第489号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市元興寺町44番地
奈良市ならまち格子の家

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市ならまち格子の家の事業の実施に関すること。

- ① 生活民具、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること。
- ② 観光の案内に関すること。
- ③ その他奈良市ならまち格子の家の設置目的を達成するために必要な事業

(2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。

(3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部文化観光室観光課

(2) 申請期間

平成19年9月3日から同年10月1日まで

(3) 提出書類

奈良市ならまち格子の家指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市ならまち格子の家指定管理者事業計画書
- イ 奈良市ならまち格子の家指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市ならまち格子の家指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部文化観光室観光課
電話 0742-34-5135

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第490号

なら奈良館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市東向中町28番地
なら奈良館

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) なら奈良館の事業の実施に関すること。

- ① 世界遺産「古都奈良の文化財」の紹介に関すること。
- ② その他なら奈良館の設置目的を達成するために必要な事業

(2) なら奈良館への入館手續に関すること。（使用料の徴収に関することを含む。）

(3) なら奈良館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部文化観光室観光課

(2) 申請期間

平成19年9月3日から同年10月1日まで

(3) 提出書類

なら奈良館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア なら奈良館指定管理者事業計画書
- イ なら奈良館指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法

人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類及び代表者の住民票の写し)

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、なら奈良館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部文化観光室観光課
電話 0742-34-5135

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第491号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市手貝町14番地の1
奈良市転害門前観光駐車場

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市転害門前観光駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市転害門前観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部文化観光室観光課

(2) 申請期間

平成19年9月3日から同年10月1日まで

(3) 提出書類

奈良市転害門前観光駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者事業計画書

イ 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する

書類及び代表者の住民票の写し)

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市転害門前観光駐車場指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部文化観光室観光課
電話 0742-34-5135

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第492号

都祁温泉フィットネスバードの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市針町361番地
都祁温泉フィットネスバード

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都祁温泉フィットネスバードの供用に関すること。
- (2) 都祁温泉フィットネスバードの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部文化観光室観光課

(2) 申請期間

平成19年9月3日から同年10月1日まで

(3) 提出書類

都祁温泉フィットネスバード指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 都祁温泉フィットネスバード指定管理者事業計画書

イ 都祁温泉フィットネスバード指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法

- 人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、都祁温泉フィットネスバード指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市観光経済部文化観光室観光課
電話 0742-34-5135
(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第493号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月3日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
ぼればれ奈良公園訪問看護ステーション	奈良市西笹鉾町13	平成19年 8月1日

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
薬局セブンファーマシー 佐保店	奈良市法蓮町635-1	平成19年 7月31日

(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年9月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年7月2日 奈良市指令都整開 第07A-10号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年9月3日 第1077号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市右京三丁目26番地の1、26番地の7、26番地の8、26番地の9及び26番地の10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二条大路一丁目2番33号
積水ハウス株式会社 奈良支店
支店長 柴田 郁
(平成19年9月3日揭示済)

奈良市告示第497号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月4日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年9月4日揭示済)

奈良市告示第498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定
平成18年11月1日～平成19年3月31日閲覧者

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年9月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年11月16日 奈良市指令都整開 第06A-41号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年9月5日 第1078号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路五丁目428番地の1及び428番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路5丁目1番58号
中西 正昭

(平成19年9月5日揭示済)

奈良市告示第499号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

平成19年9月6日

奈良市長 藤原 昭

市民課

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次 ----- (委託者)内閣府広報室国民生活局	治安に関する世論調査	平成18.12.7	西大寺本町3、4、5番 20才以上の男女
(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次 ----- (委託者)内閣府広報室国民生活局	国民生活選考度調査	平成18.12.7	中山町 15才～80才の男女
(株)中央調査社 会長 若林 清造 ----- (委託者)国土交通省土地水質資源局 土地情報課	土地問題に関する国民の意識調査	平成18.12.14	東笹鉾町 20才以上の男女
(株)中央調査社 会長 若林 清造 ----- (委託者)日本銀行情報サービス局	生活意識に関するアンケート調査	平成18.12.14	四条大路近辺 20才以上の男女
(株)中央調査社 会長 若林 清造 ----- (委託者)内閣府政策統括官	高齢者の経済生活に関する意識調査	平成18.12.14	恋の窪二丁目 55歳以上の男女
(株)中央調査社 会長 若林 清造 ----- (委託者)文化庁文化部国語課	国語に関する世論調査	平成19.1.23	東九条町 16歳以上の男女
(株)中央調査社 会長 若林 清造 ----- (委託者)内閣府大臣官房政府広報室	社会意識に関する調査	平成19.1.7	南京終町 20才以上の男女

(株)中央調査社 会長 若林 清造 (委託者)慶応義塾大学経済学部	市場の質に関する理論形成とパネル実証分	平成19.1.23	歌姫町、秋篠新町 昭和12年2月から昭和62年1月末までに生まれた男女
(株)ビデオリサーチ 担当者 林 芳史 (委託者)日本たばこ産業	全国たばこ喫煙率調査	平成19.2.27 平成19.3.6	三条大路二丁目及び三丁目、大安寺七丁目、北永井町、学園南三丁目、神功四丁目 T 6.5.1～S 62.4.30に生まれた男女
奈良県都市計画課	景観法に基づくアンケート調査	平成19.1.30	行政区域全域 (20才以上の男女)
自衛隊奈良地方協力本部	自衛隊法に基づく適齢者情報調査	平成19.1.23	S 60.4.2～S 61.4.1 H 4.4.2～H 5.4.1 H元.4.2～H 2.4.1までに生まれた者の氏名、生年月日、男女の別、住所
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 (委託者)内閣府政策統括官	第5回情報化社会と青少年に関する意識調査	平成19.3.6	西大寺赤田町二丁目 18才～29才の男女
(株)中央調査社 会長 若林 清造 (委託者)日本大学人口研究所	仕事と家庭に関する調査	平成19.3.29	昭和22年3月末日～昭和62年4月1日に生まれた男女

平成18年11月1日～平成19年3月31日閲覧者

西部出張所 住民課

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
(株)新情報センター (委託者)内閣府大臣官房政府広報室長	家族(家族の法制)に関する世論調査	平成18.11.16	登美ヶ丘五丁目 20歳以上 男女15名
(株)サーベイリサーチセンター (委託者)東北大学大学院文学研究科	2006年若者の職業意識に関する調査	平成18.12.19	鶴舞西町 18歳以上～34歳以下 男女20名
(株)新情報センター (委託者)内閣府政策統括官	少子化対策と家族、地域の絆に関する意識調査	平成18.12.26	中町4945～ 男女 15名
(株)中央調査社 (委託者)大阪ガス	これからの住まいとライフスタイルに関する生活意識調査	平成19.1.18	菅野台 20歳代以上～69歳以下 男女10名
県都市計画課	景観づくり具体化推進事業に関するアンケート調査	平成19.1.25	西部区域全域 100名
自衛隊奈良地方協力本部	自衛隊(適齢者)の基準に伴う広報	平成19.2.2 2.5～2.9	昭和60.4.2～61.4.1 平成元.4.2～2.4.1 平成4.4.2～5.4.1までに生まれた者の氏名、生年月日、男女の別、住所
(株)新情報センター (委託者)内閣府政策統括官	食育に関する意識調査(附帯:自殺予防対策)	平成19.2.15	学園中三丁目 20歳以上 男女15名

平成18年11月1日～平成19年3月31日閲覧者

北部出張所

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊奈良地方協力本部	自衛隊法に基づく適齢者情報調査	平成19.2.13 平成19.2.14	S60.4.2～S61.4.1 H4.4.2～H5.4.1 H元.4.2～H2.4.1までに生まれた者の氏名、生年月日、男女の別、住所

(平成19年9月6日揭示済)

(平成19年9月6日揭示済)

奈良市告示第500号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月5日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年9月6日揭示済)

奈良市告示第501号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月6日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年9月6日揭示済)

奈良市告示第502号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年9月6日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

奈良市告示第503号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年9月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年9月6日

奈良市長 藤原 昭

医療機関名	所在地	主たる医師	担当する医療
奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番1号	笹岡 保典	脳神経外科に関する医療

(平成19年9月6日揭示済)

奈良市告示第504号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、次のとおり告示します。

平成19年9月6日

奈良市長 藤原 昭

薬局名	所在地	辞退年月日
薬局セブンファーマシー佐保店	奈良市法蓮町635-1	平成19年7月31日

(平成19年9月6日揭示済)

奈良市告示第505号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年9月7日揭示済)

奈良市告示第506号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年9月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市疋田町二丁目2-4 関西美建株式会社 代表取締役 高野 治	奈良市高の原第四自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

平成19年9月10日から平成20年3月31日まで

(平成19年9月10日揭示済)

奈良市告示第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年9月10日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年3月15日 奈良市指令都整開 第06A-56号

平成19年8月22日 奈良市指令都整開 第06A-56-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年9月10日 第1079号

(2) 公共施設 平成19年9月10日 第469号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目1101番地の14の一部、1101番地の15の一部及び1101番地の36

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町1523番の1

ハウズバンク株式会社 代表取締役 金上 勉

5 公共施設の種類、位置及び区域

1 民生委員協議会を組織する区域

(1) 道路

奈良市学園南一丁目1101番地の14の一部

(平成19年9月10日揭示済)

奈良市告示第508号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年9月10日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年9月10日揭示済)

奈良市告示第509号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定により、次のとおり民生委員の定数を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第2条の規定により告示します。

平成19年9月10日

奈良市長 藤原 昭

1 民生委員の定数

759人

2 定めた年月日

平成19年9月10日

(平成19年9月10日揭示済)

奈良市告示第510号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定により、次のとおり民生委員協議会を組織する区域を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第6条の規定により告示します。

平成19年9月10日

奈良市長 藤原 昭

椿井地区	東寺林町	下御門町	寺町	西御門町
	西寺林町	勝南院町	北向町	小西町
	今御門町	北室町	本子守町	林小路町
	池之町	阿字万字町	小川町	高天町
	南市町	東城戸町	西城戸町	漢国町
	元林院町	椿井町	北風呂町	登大路町
	橋本町	角振町	百万ヶ辻子町	下三条町

	樽井町	角振新屋町	馬場町	三条町の一部
	餅飯殿町	上三条町	東向南町	
	光明院町	奥子守町	東向中町	
飛鳥地区	鶴福院町	川之上突抜町	芝突抜町	南紀寺町一丁目
	不審ヶ辻子町	川之上突抜北方町	紀寺町	南紀寺町二丁目
	中院町	川之上突抜南方町	西紀寺町	南紀寺町三丁目
	鵠町	川之上町	高畑町	南紀寺町四丁目
	公納堂町	築地之内町	白毫寺町	南紀寺町五丁目
	福智院町	納院町	東紀寺町一丁目	
	十輪院畑町	薬師堂町	東紀寺町二丁目	
	十輪院町	毘沙門町	東紀寺町三丁目	
鼓阪地区	油留木町	東包永町	水門町	青山五丁目
	押上町	雑司町	興善院町	青山六丁目
	南半田東町	手貝町	般若寺町	青山七丁目
	北半田東町	川上町	奈良阪町	青山八丁目
	川久保町	東之阪町	青山一丁目	青山九丁目
	今小路町	北御門町	青山二丁目	
	中御門町	今在家町	青山三丁目	
	東笹鉾町	春日野町	青山四丁目	
佐保台地区	佐保台一丁目	佐保台二丁目	佐保台三丁目	佐保台西町
濟美地区	中新屋町	西新屋町	京終地方西側町	大森西町
	芝新屋町	三棟町	南城戸町	西木辻町
	元興寺町	東木辻町	南中町	南魚屋町
	井上町	鳴川町	南袋町	杉ヶ町
	中辻町	花園町	南風呂町	南肘塚町
	肘塚町	瓦堂町	小太郎町	南京終町一丁目
	脇戸町	北京終町	南新町	
	高御門町	南京終町	柳町	
	陰陽町	京終地方東側町	大森町	
濟美南地区	桂木町	南京終町三丁目	南京終町五丁目	南京終町七丁目
	南京終町二丁目	南京終町四丁目	南京終町六丁目	
佐保地区	中筋町	南半田中町	北袋町	北市町
	東向北町	北半田西町	西包永町	法蓮町の一部
	大豆山町	北半田中町	多門町	芝辻町の一部
	大豆山突抜町	半田横町	阪新屋町	法蓮佐保山一丁目
	坊屋敷町	押小路町	奥芝町	法蓮佐保山二丁目
	花芝町	後藤町	西新在家号所町	法蓮佐保山三丁目
	宿院町	北魚屋東町	西新在家町	法蓮佐保山四丁目

	鍋屋町	北魚屋西町	菖蒲池町	半田開町
	半田突抜町	高天市町	内侍原町	奈保町
	北小路町	西笹鉾町	畑中町	東新在家町
	南半田西町	北川端町	船橋町	南法蓮町
大宮地区	油阪地方町	油阪町	大宮町一丁目	大宮町六丁目
	芝辻町の一部	三条本町	大宮町二丁目	大宮町七丁目
	三条町の一部	三条宮前町	大宮町三丁目	二条大路南一丁目
	今辻子町	三条添川町	大宮町四丁目	三条大路一丁目
	西之阪町	三条大宮町	大宮町五丁目	
佐保川地区	法蓮町の一部	芝辻町一丁目	芝辻町三丁目	北新町
	法華寺町	芝辻町二丁目	芝辻町四丁目	佐紀町の一部
都跡地区	尼辻町	南新町	二条町三丁目	三条大路四丁目
	七条町	佐紀町の一部	二条大路南二丁目	三条大路五丁目
	柏木町	五条町	二条大路南三丁目	四条大路一丁目
	尼辻北町	西ノ京町	二条大路南四丁目	四条大路二丁目
	尼辻中町	七条東町	二条大路南五丁目	四条大路三丁目
	尼辻南町	二条町一丁目	三条大路二丁目	四条大路四丁目
	尼辻西町	二条町二丁目	三条大路三丁目	四条大路五丁目
六条地区	五条二丁目	六条一丁目	七条西町一丁目	六条西三丁目
	五条三丁目	六条二丁目	七条西町二丁目	六条西四丁目
	五条西一丁目	六条三丁目	七条一丁目	六条西五丁目
	五条西二丁目	六条緑町一丁目	七条二丁目	六条西六丁目
	赤膚町	六条緑町二丁目	六条西一丁目	
	六条町	六条緑町三丁目	六条西二丁目	
大安寺地区	八条町	八条四丁目	大安寺三丁目	大安寺七丁目
	八条一丁目	八条五丁目	大安寺四丁目	
	八条二丁目	大安寺一丁目	大安寺五丁目	
	八条三丁目	大安寺二丁目	大安寺六丁目	
大安寺西地区	三条松町	恋の窪一丁目	四条大路南町	
	三条栄町	恋の窪二丁目	大安寺西一丁目	
	三条川西町	恋の窪三丁目	大安寺西二丁目	
	大安寺町	恋の窪東町	大安寺西三丁目	
東市地区	古市町	鉢伏町	横井一丁目	横井四丁目
	横井町	鹿野園町	横井二丁目	横井五丁目
	八島町	藤原町	横井三丁目	横井七丁目
明治地区	北永井町	南永井町	出屋敷町	北之庄西町二丁目
	北之庄町	神殿町	北之庄西町一丁目	横井六丁目

辰市地区	東九条町	杏町	西九条町二丁目	西九条町四丁目
	西九条町	西九条町一丁目	西九条町三丁目	西九条町五丁目
帯解地区	窪之庄町	山町	柴屋町	
	池田町	今市町	田中町	
精華地区	米谷町	興隆寺町	北椿尾町	高樋町
	中畑町	南椿尾町	菩提山町	虚空蔵町
平城地区	中山町西一丁目の一部	山陵町	秋篠三和町一丁目	敷島町一丁目
	押熊町の一部	秋篠町	秋篠三和町二丁目	敷島町二丁目
	中山町	秋篠早月町	秋篠新町	歌姫町
伏見地区	横領町	青野町	疋田町二丁目	西大寺芝町一丁目
	疋田町	若葉台一丁目	疋田町三丁目	西大寺芝町二丁目
	西大寺小坊町	若葉台二丁目	疋田町四丁目	西大寺野神町一丁目
	西大寺新田町	若葉台三丁目	疋田町五丁目	西大寺野神町二丁目
	西大寺高塚町	若葉台四丁目	西大寺南町	
	西大寺町	宝来町	西大寺国見町二丁目	
	菅原町	疋田町一丁目		
伏見南地区	五条一丁目	宝来二丁目	平松町	平松四丁目
	五条畑一丁目	宝来三丁目	平松一丁目	平松五丁目
	五条畑二丁目	宝来四丁目	平松二丁目	
	宝来一丁目	宝来五丁目	平松三丁目	
西大寺北地区	西大寺新池町	西大寺新町一丁目	西大寺北町一丁目	西大寺竜王町一丁目
	西大寺宝ヶ丘	西大寺新町二丁目	西大寺北町二丁目	西大寺竜王町二丁目
	西大寺東町一丁目	西大寺本町	西大寺北町三丁目	西大寺赤田町一丁目
	西大寺東町二丁目	西大寺栄町	西大寺北町四丁目	西大寺赤田町二丁目
あやめ池地区	あやめ池南一丁目	あやめ池南四丁目	あやめ池南七丁目	あやめ池北一丁目
	あやめ池南二丁目	あやめ池南五丁目	あやめ池南八丁目	あやめ池北二丁目
	あやめ池南三丁目	あやめ池南六丁目	あやめ池南九丁目	あやめ池北三丁目
鶴舞地区	学園北二丁目	学園朝日元町一丁目	鶴舞東町	
	学園朝日町	学園朝日元町二丁目		
学園南地区	学園南一丁目	学園南二丁目	学園南三丁目	
学園三碓地区	学園大和町一丁目	学園大和町六丁目	学園中二丁目	三碓四丁目
	学園大和町二丁目	三碓町	学園中三丁目	三碓五丁目
	学園大和町三丁目	西千代ヶ丘一丁目	三碓一丁目	三碓六丁目
	学園大和町四丁目	西千代ヶ丘二丁目	三碓二丁目	三碓七丁目
	学園大和町五丁目	西千代ヶ丘三丁目	三碓三丁目	
登美ヶ丘地区	押熊町の一部	中登美ヶ丘一丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	二名町
	登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘二丁目	松陽台一丁目

	登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘四丁目	西登美ヶ丘三丁目	松陽台二丁目
	登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘六丁目	西登美ヶ丘四丁目	
富雄地区	三松一丁目	富雄元町一丁目	富雄川西一丁目	富雄北一丁目
	三松二丁目	富雄元町二丁目	富雄川西二丁目	富雄北二丁目
	三松三丁目	富雄元町三丁目	学園中四丁目	富雄北三丁目
	三松四丁目	富雄元町四丁目	学園中五丁目	
富雄南地区	中町	藤ノ木台一丁目	大和田町	青垣台二丁目
	丸山一丁目	藤ノ木台二丁目	千代ヶ丘一丁目	青垣台三丁目
	丸山二丁目	藤ノ木台三丁目	千代ヶ丘二丁目	学園中一丁目
	大倭町	藤ノ木台四丁目	千代ヶ丘三丁目	
	菅野台	石木町	青垣台一丁目	
富雄第三地区	帝塚山一丁目	帝塚山南一丁目	帝塚山南五丁目	帝塚山七丁目
	帝塚山二丁目	帝塚山南二丁目	帝塚山四丁目	帝塚山中町
	帝塚山三丁目	帝塚山南三丁目	帝塚山五丁目	帝塚山西一丁目
	富雄泉ヶ丘	帝塚山南四丁目	帝塚山六丁目	帝塚山西二丁目
鳥見地区	三松ヶ丘	鳥見町二丁目	鳥見町四丁目	
	鳥見町一丁目	鳥見町三丁目		
二名地区	西登美ヶ丘一丁目の一部	二名一丁目	二名六丁目	大湊町
	西登美ヶ丘五丁目	二名二丁目	二名七丁目	松陽台三丁目
	西登美ヶ丘六丁目	二名三丁目	二名平野一丁目	松陽台四丁目
	西登美ヶ丘七丁目	二名四丁目	二名平野二丁目	
	西登美ヶ丘八丁目	二名五丁目	二名東町	
青和地区	学園北一丁目	百楽園三丁目	学園新田町	学園緑ヶ丘三丁目
	鶴舞西町	百楽園四丁目	学園赤松町	
	百楽園一丁目	百楽園五丁目	学園緑ヶ丘一丁目	
	百楽園二丁目	南登美ヶ丘	学園緑ヶ丘二丁目	
平城西地区	中山町西二丁目	中山町西四丁目	朝日町二丁目	
	中山町西三丁目	朝日町一丁目		
東登美ヶ丘地区	中山町西一丁目の一部	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘六丁目	北登美ヶ丘五丁目
	登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘一丁目	北登美ヶ丘六丁目
	登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘三丁目	北登美ヶ丘二丁目	
	登美ヶ丘六丁目	東登美ヶ丘四丁目	北登美ヶ丘三丁目	
	中登美ヶ丘二丁目	東登美ヶ丘五丁目	北登美ヶ丘四丁目	
田原地区	横田町	南田原町	沓掛町	田原春日野町
	茗荷町	中之庄町	此瀬町	水間町
	矢田原町	中貫町	和田町	別所町
	長谷町	大野町	須山町	
	杣ノ川町	日笠町	誓多林町	

柳生地区	柳生町	興ヶ原町	大保町	北野山町
	柳生下町	邑地町	丹生町	
大柳生地区	大柳生町	大平尾町	大慈仙町	
	阪原町	忍辱山町		
東里地区	須川町	園田町	法用町	
	南庄町	平清水町	東鳴川町	
	北村町	生疏里町	中ノ川町	
狭川地区	狭川両町	狭川東町	広岡町	
	西狭川町	下狭川町		
神功地区	神功一丁目	神功三丁目	神功五丁目	
	神功二丁目	神功四丁目	神功六丁目	
右京地区	右京一丁目	右京三丁目	右京五丁目	
	右京二丁目	右京四丁目		
朱雀地区	朱雀一丁目	朱雀三丁目	朱雀五丁目	
	朱雀二丁目	朱雀四丁目	朱雀六丁目	
左京地区	左京一丁目	左京三丁目	左京五丁目	
	左京二丁目	左京四丁目	左京六丁目	
月ヶ瀬地区	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬長引	月ヶ瀬月瀬	
	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬高	月ヶ瀬桃香野	
都祁地区	都祁南之庄町	都祁小山人町	針町	荻町
	都祁甲岡町	都祁相河町	針ヶ別所町	都祁馬場町
	来迎寺町	都祁吐山町	小倉町	
	都祁友田町	都祁こぶしが丘	上深川町	
	藺生町	都祁白石町	下深川町	

2 定めた年月日
平成19年9月10日

(平成19年9月10日揭示済)

奈良市告示第511号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月11日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年9月11日揭示済)

奈良市告示第512号

平成19年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成19年9月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成19年度奈良市一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成19年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 平成19年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成19年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成19年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）
平成19年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成19年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,012,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,412,614千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,381,945 ^{千円}	224,305 ^{千円}	13,606,250 ^{千円}
	2 国庫補助金	865,347	1,005	866,352
	3 国庫委託金	116,339	7,000	123,339
	4 国庫交付金	696,335	216,300	912,635
20 繰越金		—	675,809	675,809
	1 繰越金	—	675,809	675,809
21 諸収入		2,207,375	△76,500	2,130,875
	4 雑入	525,315	△76,500	448,815
22 市債		9,096,100	189,000	9,285,100
	1 市債	9,096,100	189,000	9,285,100
歳入合計		111,400,000	1,012,614	112,412,614

（注） 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,591,995 ^{千円}	46,300 ^{千円}	12,638,295 ^{千円}
	1 総務管理費	8,962,943	5,000	8,967,943
	2 企画費	1,551,752	1,000	1,552,752
	3 徴税費	1,222,759	40,000	1,262,759
	4 戸籍住民基本台帳費	399,428	300	399,728
3 民生費		38,682,014	553,191	39,235,205
	1 社会福祉費	15,797,341	257,714	16,055,055
	2 児童福祉費	12,349,546	106,585	12,456,131
	3 生活保護費	10,465,043	188,892	10,653,935
4 衛生費		11,230,308	39,278	11,269,586
	2 保健所費	2,272,545	9,278	2,281,823
	3 清掃費	6,283,936	30,000	6,313,936

9 土木費		13,851,195	363,925	14,215,120
	2 道路橋梁費	2,780,104	144,000	2,924,104
	4 都市計画費	9,914,663	219,925	10,134,588
10 消防費		3,844,006	1,920	3,845,926
	1 消防費	3,844,006	1,920	3,845,926
11 教育費		10,668,620	8,000	10,676,620
	1 教育総務費	2,506,220	8,000	2,514,220
歳出合計		111,400,000	1,012,614	112,412,614

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	64,200 ^{千円}	87,300 ^{千円}
都市計画事業	2,892,800	3,055,600
臨時財政対策	2,900,000	2,903,100
計	9,096,100	9,285,100

平成19年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第1号)

平成19年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		331,804 ^{千円}	40,000 ^{千円}	371,804 ^{千円}
	1 国庫補助金	320,000	40,000	360,000
6 繰入金		3,697,928	△54,900	3,643,028
	1 一般会計繰入金	3,697,928	△54,900	3,643,028
8 市債		2,961,400	102,900	3,064,300
	1 市債	2,961,400	102,900	3,064,300
歳入合計		10,904,000	88,000	10,992,000

10,992,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		5,122,099 ^{千円}	88,000 ^{千円}	5,210,099 ^{千円}

	2 下水管渠費	1,495,114	88,000	1,583,114
歳出合計		10,904,000	88,000	10,992,000

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	2,160,700 <small>千円</small>	2,263,600 <small>千円</small>
計	2,961,400	3,064,300

平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成19年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145,281

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 療養給付費金		5,865,045 <small>千円</small>	145,281 <small>千円</small>	6,010,326 <small>千円</small>
	1 療養給付費金	5,865,045	145,281	6,010,326
歳入合計		32,996,000	145,281	33,141,281

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,141,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		20,000 <small>千円</small>	145,281 <small>千円</small>	165,281 <small>千円</small>
	1 還付及び還付加算金	20,000	145,281	165,281
歳出合計		32,996,000	145,281	33,141,281

平成19年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成19年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39,831

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		8,061,013 <small>千円</small>	39,831 <small>千円</small>	8,100,844 <small>千円</small>
	1 国庫負担金	8,049,931	39,831	8,089,762
歳入合計		27,260,464	39,831	27,300,295

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,300,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 —	千円 39,831	千円 39,831
	1 償還金	—	39,831	39,831
歳出合計		27,260,464	39,831	27,300,295

(註) 「第3款 繰上充用金」を「第4款 繰上充用金」に改める。

平成19年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,230,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 58,900	千円 3,600	千円 62,500
	1 国庫補助金	54,500	8,000	62,500
	2 国庫交付金	4,400	△4,400	—
2 繰入金		920,100	2,900	923,000
	1 一般会計繰入金	920,100	2,900	923,000
3 市債		245,000	△500	244,500
	1 市債	245,000	△500	244,500
歳入合計		1,224,000	6,000	1,230,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		千円 316,700	千円 12,000	千円 328,700
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	316,700	12,000	328,700
3 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		168,900	△6,000	162,900
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	168,900	△6,000	162,900
歳出合計		1,224,000	6,000	1,230,000

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後

西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 210,000	千円 220,000
JR奈良駅南地区 土地区画整理事業	35,000	24,500
計	245,000	244,500

平成19年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成19年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ456,740

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 -	千円 456,740	千円 456,740
	1 繰越金	-	456,740	456,740
歳入合計		18,091,000	456,740	18,547,740

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 1,719	千円 456,740	千円 458,459
	1 償還金及び 還付加算金	1,719	456,740	458,459
歳出合計		18,091,000	456,740	18,547,740

(平成19年9月11日揭示済)

奈良市告示第513号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月12日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年9月12日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年9月12日揭示済)

奈良市告示第514号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,547,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年9月12日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成19年9月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成19年6月1日、同月4日から同月5日まで、同月7日から同月8日まで、同月11日から同月15日まで、同月18日から同月19日まで。

(平成19年9月12日揭示済)

奈良市告示第515号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定

により公告します。

平成19年9月13日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市法華寺町482番地
申請者氏名	オオクニ商事株式会社 代表取締役 村上 治之
道路の位置	奈良市南京終町756番地の1、756番地の2、756番地の5、761番地の1、761番地の2及び761番地の4の各一部
道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	59.05m
指定年月日	平成19年9月13日
指定番号	第19006号

(平成19年9月13日揭示済)

奈良市告示第516号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月13日

奈良市長 藤原 昭

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は汚損」を「汚損し、又は破損」に改め、同条第2項中「汚損し」の次に「、又は破損し」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 受給者は、優待乗車証の再交付を受ける際、優待乗車証の実費相当額として500円を市長に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年9月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱第8条第3項の規定は、有効期間の終期を平成20年9月30日までと定めた優待乗車証の再交付について適用し、有効期間の終期を平成19年9月30日までと定めた優待乗車証の再交付については、なお従前の例による。
(平成19年9月13日揭示済)

奈良市告示第517号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月13日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年9月13日揭示済)

奈良市告示第518号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年9月14日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年9月14日揭示済)

奈良市告示第519号

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成19年9月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市西部会館市民ホール
奈良市学園南三丁目1番5号
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含む)を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日(除く)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)。

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年9月6日まで(奈良市の休日を含む)を定める条例に規定する市の休日(除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成19年9月3日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第10号

全職員

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月11日

奈良市消防局長 猪岡 秀夫

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令

奈良市警防活動規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「並びに」の次に「中央消防署及び」を加える。

第40条第1項中「消防活動記録書(別記第2号様式)、救助活動記録書(別記第3号様式)又は救急活動記録書(別記第4号様式)」を「隊活動記録書(別記第2号様式)又は救急出場報告書(別記第3号様式)」に改め、同条第2項中「消防活動報告書(別記第5号様式)、救助活動報告書(別記第6号様式)又は救急出場報告書(別記第7号様式)」を「災害出動報告書(別記第4号様式)又は救急日報(別記第5号様式)」に改める。

第51条第2項中「(別記第8号様式)」を「(別記第6号様式)」に改める。

別表第2備考中「南消防署」を「中央消防署及び南消防署」に改める。

別記第2号様式から第6号様式までを次のように改める。

第2号様式(第40条関係)

隊 活 動 記 録 書				
消防署			奈良消	
災 害 種 別		災害種別詳細		救助事故種別
出 動 車 両			隊 区 分	
覚 知 日 時	年 月 日 時 分		受 令 場 所	
出 動 区 分			救助活動有無	
時 間 経 過	出 動 時 分	時 分	引 揚	時 分
	現 場 到 着	時 分	帰 署	時 分
	救 助 開 始	時 分	現場到着所要時間	
	救 助 終 了	時 分		
距 離 経 過	出動～現着 km			
出 動 人 員	階 級	氏 名	階 級	氏 名
現 場 到 着 時 状 況				
活 動 概 要				
使 用 資 機 材				
資 機 材 名		数 量	資 機 材 名	
使 用 水 利	水利種別	水利コード	放水開始	放水停止
	ホ ー ス 口 数	ポンプ圧力	消火栓放水量	その他放水水量
	口	Mpa	m ³	m ³
備 考				

第3号様式(第40条関係)

救急出場報告書

署 所		覚知日時	年 月 日 時 分 秒 曜日
事故種別		覚知方法	
救急隊		不・救護区分	
出動場所			
発生場所			
受令場所		天 候	
活 動 経 過		病院搬送(転送)経過	
出 動	年 月 日 時 分 秒	1	
現場到着	年 月 日 時 分 秒	到着 時 分 秒	出発 時 分 秒
傷病者接触		2	
現場出発		到着 時 分 秒	出発 時 分 秒
病院到着		3	
医師引継		到着 時 分 秒	出発 時 分 秒
引 揚		4	
帰 署		到着 時 分 秒	出発 時 分 秒
搬送人員	男 人 女 人	5	
現場処置人員	男 人 女 人	到着 時 分 秒	出発 時 分 秒
応急手当指導		後方支援	
医師出動要請		転院元医療機関	
所 要 時 間		搬送医師数	人
所 要 時 間		走 行 距 離	
覚知～現着	時間 分 秒	出動～現場	km
現着～搬送		現場～病院	km
出動～帰署		出動～帰署	km
所要時間			
特殊事案			
事故概要			
連携活動		他隊搬送人員	男 人 女 人
連 携 隊			
活動上の障害			
障害内容			
出動隊員/資格			
隊長名			
機関員名			
隊員名			
隊員名			
隊員名			
隊員名			
作成者			

救急出場報告書

署 所	覚知日時		年 月 日 時 分 秒	傷病者番号
事故種別 (傷病者)	生 年 月 日		年 月 日 歳	
フリガナ				性 別
氏 名				傷病程度
住 所				
居 住 区 分	職 業			不搬送理由
受 傷 形 態			発生場所区分	
収容医療機関			発生箇所区分	
科 目			医 師 名	
選 定 者			選 定 理 由	
疾 病 分 類			既 往 症	
観 察 1		時 刻		
意識 :	歩行 :	表情 :		
顔色 :	呼吸等 :	呼吸回数 :	回/分	
脈拍 :	脈拍回数 :	回/分	SpO2 :	%
血圧 : / mmHg	血圧測定時分 :	時 分	体温 :	℃
瞳孔 (右) :	瞳孔 (左) :		出血部位 :	
瞳孔直径 (右) : mm	瞳孔直径 (左) : mm		出血量 :	cc
四肢等 :	皮膚等 :			
呼吸音 :	心音 :		その他 :	
観 察 2		時 刻		
意識 :	歩行 :	表情 :		
顔色 :	呼吸等 :	呼吸回数 :	回/分	
脈拍 :	脈拍回数 :	回/分	SpO2 :	%
血圧 : / mmHg	血圧測定時分 :	時 分	体温 :	℃
瞳孔 (右) :	瞳孔 (左) :		出血部位 :	
瞳孔直径 (右) : mm	瞳孔直径 (左) : mm		出血量 :	cc
四肢等 :	皮膚等 :			
呼吸音 :	心音 :		その他 :	
応急処置/使用資器材				
現場到着時及び傷病者の状況等				
市民による他の応急処置				
処置内容 1	実施者 1	実施者資格 1		
処置内容 2	実施者 2	実施者資格 2		
車内への収容 1	車内への収容 2			
同乗者 1		同乗者 2		同乗者 3

第4号様式(第40条関係)

災 害 出 動 報 告 書																	
奈良市消防局長							年月日 消防署長										
災害種別	災害種別詳細				救助事故種別												
発生場所																	
発生日時	年	月	日	時	分	頃	救助開始	年	月	日	時	分					
覚知日時	年	月	日	時	分		救助終了	年	月	日	時	分					
鎮圧日時	年	月	日	時	分		救助活動有無										
鎮火日時	年	月	日	時	分		覚知方法										
第1出動		時		分		第2出動		時		分		第3出動		時		分	
	台	人		台	人		台	人		台	人		台	人			
	台	人		台	人		台	人		台	人		台	人			
	台	人		台	人		台	人		台	人		台	人			
	台	人		台	人		台	人		台	人		台	人			
	台	人		台	人		台	人		台	人		台	人			
	台	人		台	人		台	人		台	人		台	人			
計	台	人	計	台	人	計	台	人	計	台	人						
特命出動				その他													
	台	人					台	人									
	台	人					台	人									
	台	人					台	人									
	台	人					台	人									
	台	人					台	人									
計	台	人				計	台	人									
消防団	台() 人				台() 人												
	台() 人				台() 人												
	台() 人				台() 人												
出動人員	消防吏員			消防団員			合計										
	人			人			人										
放水開始日時						放水停止日時											
放水時間						総放水量	m ³										
気象状況	風向				風速	m/s		雨量	mm								
	天候				気温	℃		湿度	%								
	警報 注意報																
消 防 ・ 指 揮 活 動 情 報																	
事故概要																	
備考																	

死傷者数			男			性			女			性			
	死亡		人			人			人			人			
	重症		人			人			人			人			
	中等症		人			人			人			人			
軽症		人			人			人			人				
地域建築物の状況															
用途地域							防火地域								
防火対象物区分															
救助状況															
隊別出動 (活動) 人員	専任救助隊員		人 (人)		消防隊員			人 (人)		消防団員			人 (人)		
	兼任救助隊員		人 (人)		救急隊員			人 (人)		計			人 (人)		
その他の機関 の出動人員 状況	警察		人		水防団			人		その他の公的機関			人		
	海上保安庁		人		電力会社			人		事業主体			人		
	日本赤十字社		人		ガス事業者			人		民間			人		
	自衛隊		人		水道事業者			人							
		合		計			人					人			
被救助者	人	内訳	男性		人			女性		人					
			死亡		人		重症		人		中等症		人		軽症
事故概要															
活動概要															
その他															
備考															

第5号様式(第40条関係)

救急日報

期間 年月日時分秒～年月日時分秒

番号	事故種別	覚知時間 帰署時間	出動(事故発生) 場所	氏名・性別 生年月日・年齢	傷病名 ・程度	収容 医療機関	事故概要	隊名	備考
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					

第6号様式(第51条関係)

非常招集報告書

奈良市消防局長

報告者

㊟

招集種別

発令日時

年 月 日 時 分

発令目的

招集者氏名

階級

氏名

階級

氏名

計

名

別記第7号様式及び第8号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成19年9月11日から施行し、この訓令による改正後の奈良市警防活動規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年9月11日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第16号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市奈良阪町1731番地
奈良市黒髪山キャンプフィールド
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 事業の実施に関すること。
 - ① 青少年のキャンプ活動その他の野外活動に関すること。
 - ② 青少年のレクリエーション活動に関すること。
 - ③ 青少年の指導者の研修に関すること。
 - ④ その他キャンプフィールドの設置の目的を達成するために必要な事業
 - (2) キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- 3 指定予定期間
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
 - (2) 申請期間
平成19年9月3日から平成19年10月1日まで
 - (3) 提出書類
奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類

- する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
電話 0742-34-5366

(平成19年9月3日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第67号

平成19年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成19年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

50分の1の数 6,030人

6分の1の数 50,242人

3分の1の数 100,484人

(平成19年9月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第68号

平成19年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成19年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

奈良選挙区 98,248人

月ヶ瀬選挙区 506人

都祁選挙区 1,731人
(平成19年9月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第69号

平成20年度検察審査員候補者の予定者を選定するためのくじを行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成19年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

日 時	平成19年9月26日 午後2時00分
場 所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 第17会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程(昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第9号)の定めるところによる。

(平成19年9月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農業委員会平成19年9月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年9月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門善之助
記

- 1 日時
平成19年9月14日(金) 午前9時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (7) 水田・畑地造成形質変更届出について
 - (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (10) 知事許可について(8月許可分)
- (11) 非農地証明について(8月分)
(平成19年9月6日揭示済)

議 会

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月13日

奈良市議会議長 峠 宏明

奈良市議会規程第2号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程(昭和52年奈良市議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項庶務課経理係の部分の第4号中「郵便切手」を「郵便切手等(郵便切手及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票をいう。)」に改める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年9月13日揭示済)

奈良市議会告示第14号

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月13日

奈良市議会議長 峠 宏明

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の一部を改正する告示

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱(平成11年奈良市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「郵便により」を削り、「交付を」の次に「送付することにより」を加える。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年9月13日揭示済)

奈良市議会告示第15号

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月13日

奈良市議会議長 峠 宏明

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領の一部を改正する告示

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要領(平成11年

奈良市議会告示第2号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「郵送希望」を「送付希望」に改める。
附 則
この告示は、平成19年10月1日から施行する。
(平成19年9月13日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。